

規約の一部変更について

阪堺電気軌道株式会社が南海電気鉄道健康保険組合の設立事業所から脱退することに伴い、近畿厚生局に届出認可されたので、下記のとおり公示する。

平成26年4月1日

南海電気鉄道健康保険組合
理事長 浦地 紅陽

記

1.改正内容

- (1) 第4条（設立事業所の名称及び所在地）中、「阪堺電気軌道株式会社 大阪府大阪市住吉区」を削る。
- (2) 第9条第2項別表（互選議員の選挙区及び議員数）中、「阪堺電気軌道」を削る。

2.実施日

平成26年4月1日

以 上